



## 令和8年度実施協働事業負担金の課題部門設定課題

## ■ 共生の場の創出による「ともに生きる社会」の実現

【福祉子どもみらい局共生推進本部室】

## (提案趣旨)

## &lt;現状&gt;

共生社会の実現について、国は「障害の有無や程度、年齢、性別、国籍などに関わらず、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく、地域共生社会」を目指すこととしている。

そうした中で、平成28年7月26日、県立障害者支援施設である津久井やまゆり園において、19名の生命が奪われるという大変痛ましい事件が発生した。

このような事件が二度と繰り返されないよう、神奈川県では「ともに生きる社会かながわ憲章」を制定し、様々な取組の強化を図っている。

## &lt;課題&gt;

誰もが喜びを実感することができる地域共生社会を実現するには、あらゆる人々がともに活動する機会や共生社会を体感できる場が多く必要である。だが現状では、まだ不足している状況にある。

障がいの有無や年齢などに関わりなく、あらゆる人が自らの意思に基づいて、必要な支援を受けながら暮らすことができる社会環境を整備し、意識の壁をなくし、障がい者などと関わりながら共生社会を体感できる「ごちゃまぜの場(インクルーシブな場)」の創出が必要である。

これらの社会課題の解決に向け取組を実施している団体と協働することにより、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念に基づく事業を推し進め、地域における共生社会の実現につなげていく。

## &lt;想定する事業・取組の例&gt;

- ・障がい者、高齢者、引きこもりの方や生きづらさを抱えている方など、誰もが参加しやすいごちゃまぜ(インクルーシブ)の居場所や、ともに活動する場づくりに取り組む。
- ・身近に共生社会を体感できるインクルーシブイベントの開催を通じ、日常の地域生活でもインクルーシブな取組を実践する県民の増加を図る。
- ・協働事業において、県は新たな取組を発掘し、連携先との調整や広報支援などの役割を担うことで、モデル的事例を作り上げ、普及を図っていく。

■ 民間賃貸住宅の空き家・空き室を活用した支援付き住宅による居住支援の環境整備  
【県土整備局住宅計画課】  
(提案趣旨)

<現状>

高齢者、子育て世帯、低額所得者等の住宅確保に特に配慮を要する者(以下、「要配慮者」という。)は、民間賃貸住宅への入居時に孤独死や死亡後の残置物処理等の入居後の課題への不安から、賃貸人に拒否感を持たれていることが多く、要配慮者が安心して暮らせる住宅の確保が求められている。一方で、住宅ストックの状況としては、公的賃貸住宅では、大幅な増加は見込まれず、民間賃貸住宅では空き家・空き室が増加傾向にある。

<課題>

民間賃貸住宅の空き家・空き室を有効活用し、要配慮者が安心して暮らせる住まいの確保を実現するためには、入居後の生活支援等のサポートが附帯された住まいが必要であり、専門的な知識を有したボランタリー団体等との連携が不可欠である。

こうした中、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」(以下、「改正法」という。)が令和6年6月に改正され、賃貸人の拒否感を軽減するため、入居後の生活支援等を行う居住支援法人等が、要配慮者のニーズに応じて、安否確認、見守り、適切な福祉サービスへのつなぎ等を行う住宅(居住サポート住宅)について、地方公共団体が認定する制度が創設された(改正法は令和7年10月に施行予定となっている)。

そこで、知識と経験のあるボランタリー団体等との協働により、住まいの提供と生活支援等を行なうサービスの取組を進め、生活支援等が附帯された住まいについてのモデル的な仕組みを構築することで、賃貸人である住宅の所有者が安心して住宅を提供できる環境を整備するとともに、要配慮者の居住の安定を図る必要がある。この取組を踏まえ、改正法に基づく居住サポート住宅の普及にもつなげていく。

<想定する事業・取組の例>

- ・民間賃貸住宅等のサブリース又は自ら所有する住宅の賃貸借により住宅の提供を行いつつ、入居後の要配慮者に対して、安否確認や見守りを行うほか、入居者の心身等の状況に応じて福祉サービスにつなぐ等のサポートを附帯する取組(及び当該取組の本格実施につなげるために行なう取組)を実施する。
- ・住まいの提供と生活支援等の一体的な取組の提案にあたっては、生活支援等の提供に関して複数の団体が連携する形での提案により応募することも可能。
- ・既にある仕組みを活用して、充実・発展や本格稼働を図る提案などでの応募も可能。
- ・県は、市町村や関連団体を通じて、提供する住宅や、入居先を求めている要配慮者などについての情報提供の呼びかけ、福祉サービスのつなぎ先の情報提供を行う。また、モデル事業の成果について、事業の仕組みを、県居住支援協議会を通じ、新たな取り組みや仕組みとして普及させるとともに、空き家・空き室を持つ所有者へ周知を行う。